

伝統芸能館登録グループの貸館ルールについて

伝統芸能館では登録グループ制度を設けているが、その概要は以下のとおり。

目 的：伝統芸能などの普及及び継承に資することを目的に、登録グループ制度を設定している。

手続き：登録を希望するグループが申込書により申し込む。

登録期間：4月1日から翌年3月31日まで（年度更新）

登録グループの区分・登録条件・登録期間（限度）・利用上の優遇制度は以下のとおり。

| グループの区分 | 登録条件 | 登録期間（限度） | 利用上の優遇制度 |
|------------------------------|--|-----------------------|--|
| (1) 育成グループ [令和元年度 4団体] | ①伝統芸能にかかる知識及び技能の習得と向上並びに伝統芸能の普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動するグループ ②会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されるグループ ③概ね10名以上の会員で構成するグループ ④伝統芸能館にて育成グループ登録申込み日より過去1年以内に、6回以上の多目的ホール利用実績があるグループ | 最初の登録から5年間。 | ・発表若しくは講習会等の利用について年1事業に限り、先押さえ可能（ホール使用料本番のみ10割減免※）。 ・練習等の利用について月1回に限り、先押さえ可能（ホール使用料10割減免※）。 |
| (2) 協働グループ [令和元年度 2団体] | ①伝統芸能の発展への寄与並びに普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動するグループであり、かつ、伝統芸能の普及と継承のための事業を、協働して開催するように伝統芸能館から依頼された場合、それに応じることができるグループ ②会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されるグループ ③概ね10名以上の会員で構成するグループ ④育成グループとしての登録期間5年を経たグループであること | 育成グループとしての登録期間終了後、3年間 | ・発表若しくは講習会等の利用について年1事業に限り、先押さえ可能。 ・練習等の利用について月1回に限り、先押さえ可能。 |
| (3) 協力グループ | ①伝統芸能の普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動するグループ | 限度なし | ・発表若しくは講習会等の利用につ |

| | | | |
|------------------------|---|--|--------------------------|
| <p>[令和元年度 3団体]</p> | <p>②次の(1)(2)(3)のいずれかの事項に該当しているグループ</p> <p>(1) 伝統芸能館主催事業及び共催事業に協力しているグループ</p> <p>(2) 館の運営に積極的に協力しているグループ</p> <p>(3) 協力グループ登録申込み以前に育成グループ又は協働グループに登録していたことがあるグループ</p> <p>③会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されるグループ</p> <p>④伝統芸能館にて協力グループ登録申込み日より過去1年以内に、1回以上の多目的ホール利用実績があるグループ</p> | | <p>いて年1事業に限り、先押さえ可能。</p> |
|------------------------|---|--|--------------------------|

※減免はホール使用料のみ（附属設備使用料は対象外）。